

東松島市新学校給食センター整備運営事業に係る事業契約締結について

東松島市新学校給食センター整備運営事業につきましては、事業契約を平成22年2月24日に締結し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。）第9条の規定により、平成22年3月12日の東松島市議会の議決を得て効力が生じたことを報告します。

平成22年3月24日

東松島市長 阿部 秀保

1 事業場所

宮城県東松島市川下字内響131番97 奥松島ひびき工業団地

2 事業内容

- (1) 施設整備業務（既存学校給食センター解体業務及び関連業務を含む）
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務

3 事業期間

平成22年3月12日から平成38年3月31日まで

4 契約金額

4,598,341,946円（うち消費税及び地方消費税額 215,023,461円）
上記金額に、事業契約の定める方法により算定した金利変動、物価変動及び食数変更による増減額並びに市の是正勧告に基づく減額の合計額を加減算した額

5 契約の相手方

宮城県東松島市矢本字中谷地8番地1

株式会社東松島スクールランチサービス ※

代表取締役社長 石井 慶文

※ 落札したグリーンハウスグループが平成22年2月15日に設立した特別目的会社